

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年11月12日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	（仮称）豊洲4-2街区（B棟）商業施設計画
2	店舗所在地	江東区豊洲二丁目14番2ほか
3	設置者名	株式会社IHIほか1名
4	設置者住所	江東区豊洲三丁目1番1号ほか
5	小売業を行う者の氏名又は名称	未定
6	新設をする日	令和7年7月1日
7	店舗面積の合計	1,917 ㎡
8	駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか36台
9	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内209台
10	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内422㎡
11	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内29.76㎡
12	小売業を行う者の開店時刻	午前6時
13	小売業を行う者の閉店時刻	翌午前0時
14	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前5時30分から翌午前0時30分までほか
15	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3か所 店舗南西側ほか
16	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間
17	届出日	令和6年10月31日
18	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19	縦覧期間	令和6年11月12日から令和7年3月12日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年11月12日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	C o c o n e r i
2 店舗所在地	練馬区練馬一丁目17番1号
3 設置者名	三菱H C キャピタル株式会社
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目5番1号
5 変更前の駐輪場の位置及び収容 台数	店舗内185台
6 変更後の駐輪場の位置及び収容 台数	店舗内185台
7 変更日	令和7年7月1日
8 届出日	令和6年10月29日
9 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10 縦覧期間	令和6年11月12日から令和7年3月12日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1 店舗名	モリパーク アウトドアヴィレッジ
2 店舗所在地	昭島市代官山二丁目6番1号
3 設置者名	三井住友信託銀行株式会社
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目4番1号
5 変更前の駐輪場の位置及び収容 台数	敷地北側ほか255台
6 変更後の駐輪場の位置及び収容 台数	敷地北側ほか196台

- | | | |
|----|--------------------------|--|
| 7 | 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から午後10時30分まで |
| 8 | 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から午後10時30分まで |
| 9 | 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 6箇所 敷地北西側ほか |
| 10 | 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 4箇所 敷地北西側ほか |
| 11 | 変更日 | 令和7年7月12日 |
| 12 | 届出日 | 令和6年11月11日 |
| 13 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 14 | 縦覧期間 | 令和6年11月12日から令和7年3月12日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 15 | 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年11月12日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- | | | |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | 店舗名 | イーアス高尾 |
| 2 | 店舗所在地 | 八王子市東浅川町550番地1 |
| 3 | 設置者名 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 4 | 設置者住所 | 千代田区丸の内一丁目4番5号 |
| 5 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社三和 ほか62名 |
| 6 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社三和 ほか62名 |
| 7 | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社和真 ほか5名 |

8 変更前の小売業者の住所	愛知県名古屋市錦三丁目10番29号（有限会社ワンラブ）
9 変更後の小売業者の住所	愛知県名古屋市東区徳川町1402番地ワンラブ徳川ビル（有限会社ワンラブ）
10 変更前の小売業者の代表者名	吉田 誠（株式会社和真） ほか
11 変更後の小売業者の代表者名	フランチェスコ・アルクーリ（株式会社和真） ほか
12 変更日	令和6年7月19日 ほか
13 届出日	令和6年10月31日
14 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
15 縦覧期間	令和6年11月12日から令和7年3月12日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
16 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1 店舗名	アクロスモール八王子みなみ野
2 店舗所在地	八王子市みなみ野一丁目2番1号
3 設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目5番1号
5 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社BANKANわものや ほか13名
6 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社BANKANわものや ほか14名
7 変更日	令和6年10月6日 ほか
8 届出日	令和6年10月31日
9 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10 縦覧期間	令和6年11月12日から令和7年3月12日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。